

# 運転免許証自主返納支援について

運転に不安を感じている方は、運転免許証の自主返納をご検討ください!!

4月1日から交通事故の減少を目的とし、運転に不安を持つ高齢者の方等の運転免許証の自主返納を支援するため、有効期間内の運転免許証を自主返納された方に、公共交通機関の乗車回数券などの交付を行います。

## 対象者

有効期間内の運転免許証を平成28年4月1日以降に自主返納し、以下の条件をすべて満たしている方

1. 神戸町に住民登録をしている方
2. 町税等の滞納がない方

## 支援内容（※下記の①～③からお選びいただいた1つを交付します。）

- ①神戸町タクシー送迎（ばらタク）サービスの利用回数券の交付（5,000円分）
- ②養老鉄道の乗車回数券の交付（6,000円分）
- ③名阪近鉄バスの乗車回数券の交付（5,000円分）

## 申請の手順

1. 大垣警察署又は、西濃運転者講習センターで運転免許証の返納手続きをする。
2. 手続き後、申請による運転免許の「取消通知書」又は「運転経歴証明書」を受け取る。
3. 住民環境課窓口②で、申請書に必要事項を記入し、申請する。

## 申請書に必要なもの

- 「取消通知書」の写し又は「運転経歴証明書」の写し
  - 印鑑（認印）
- ※支援内容①のばらタクサービス券を希望される方は、上記2点に加えて写真1枚（縦3cm×横2.5cm 3か月以内に撮影されたもの）が必要です。（ばらタク「利用証」の発行に使用します。）

## 注意事項

- 申請は運転免許証を返納した日（取消日）から1年以内に行ってください。
- 申請は1人1回限りです。
- 運転免許証の期限切れの場合は対象となりません。



## 経過措置

平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に、既に運転免許証を自主返納した方についても、遡及してこの事業の対象とします。対象となる方は平成30年3月31日までに申請を行ってください。

■問い合わせ 住民環境課 生活安全係（内線114、115）

## 「ばらタクサービス事業」について

平成29年4月1日よりばらタクサービスの利用対象者を拡大します

「ばらタク」を利用できる対象者に次の要件を備えた方を追加します。

- ・指定難病患者の方【特定医療費（指定難病）受給者証保持者】
- ・運転免許証を自主返納された方【取消通知書または運転経歴証明書保持者】

ばらタクサービスのご利用にあたっては、利用証が必要となります。利用証申請等につきましては、健康福祉課で下記の①～③をご準備のうえ申請をお願いします。

- ①印鑑
- ②身分証明ができるもの（健康保険証、身体障害者手帳など）
- ③写真（縦3cm×横2.5cm 3か月以内に撮影されたもの）

●問い合わせ 健康福祉課（窓口④）内線121

